

出納局

建設委員会 【所管関係資料】

9月8日提出

令和 8 年第 2 回定例会（ 9 月議会）
出納局 提出資料

令和 8 年 9 月 8 日

出 納 局

建設委員会

【所管関係】

○ 会 計 課 証紙の廃止について

・ ・ ・ 3

証紙の廃止について

出納局会計課

1 概要

○ 全国的動向

近年、キャッシュレス納付の利用増加やコスト削減等により、証紙の廃止又は廃止予定とする都府県が増加（廃止済 18、廃止予定 22）している。

○ 現在の取組等

- ・本県においても、令和 9 年度末を目途に証紙を廃止する方針で準備を進める。
- ・手数料、使用料等の収納については、窓口でのキャッシュレス納付を推進するとともに、令和 9 年 1 月の新財務会計システム稼働に伴い、eL-QR^{※1} 収納による納付を導入することにより、全ての手数料、使用料等でキャッシュレス納付が可能となるほか、バーコードを利用したコンビニ払いなど収納手段の多様化に取り組んでいる。
- ・証紙の印刷コストについては、物価や人件費の高騰、証紙を利用する自治体の減少等から、証紙を印刷する独立行政法人国立印刷局では、令和 10 年度から印刷費を値上げする予定であり、コストの大幅な増大が見込まれる。

（R8:約 668 万円→ R10:約 4,866 万円の見込み。約 7.3 倍）

2 今後の対応方針

○ 代替手段

- ・窓口キャッシュレス収納と電子申請による納付を証紙廃止後の基本的な代替手段とする。
- ・高齢者など窓口キャッシュレス納付や電子申請に対応することが困難な場合には eL-QR 収納等の活用により金融機関やコンビニでの納付を推進する。
- ・1 日あたりの申請数が多い場合には、指定公金事務取扱者制度^{※2}などを活用して補完する。

○ 周知・広報

証紙売りさばき人への説明会を開催するなど関係機関への周知に努めるとともに、県民への広報に万全を期することとする。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和 9 年 9 月 証紙条例・関係条例の改正（廃止）案提出
- ・令和 10 年 3 月 証紙販売終了
- ・令和 10 年 4 月 改正関係条例施行
- ・令和 10 年 9 月 証紙利用終了
（詳細は次頁参照）

※1 eL-QR: 地方税共同機構が管理・運営する仕組（eLTAX）により、地方税及び地方公金の納入通知書等に印字される「地方税統一 QR コード」の略称で、全国共通の統一規格を採用した二次元コード。納入通知書に印字されたこの QR コードをスマートフォンで読み込むことによりオンライン納付が可能となるとともに、全国の金融機関における窓口納付が可能となる。

※2 指定公金事務取扱者制度: 地方自治法に基づき、自治体の公金の徴収・収納・支出事務を、民間事業者等に委託できる制度。指定された事業者は自治体に代わり窓口等で公金を取り扱う。

